

鉄道利用運送事業車扱貨物運賃料金

2019年10月1日実施

I 運賃料金の種別および額				
1. 基本運賃料金				
(1) 基準料率表				
ア. 第一種利用運送事業(駅託貨物または駅留貨物)			(単位:円)	
種別	号級別	A号級	B号級	
発送料または到着料	1トンまでごとに	490	440	
鉄道運賃料金	利用する鉄道の定める車扱貨物運賃料金による			
イ. 第二種利用運送事業(集貨付き貨物または配達付き貨物)				
種別	号級別	A号級	B号級	
発送料または到着料	集貨または配達距離が10キロメートルまでのもの	1,600	1,530	
	集貨または配達距離が10キロメートルをこえ50キロメートルまでのものは、10キロメートルまでを増すごとに	380	380	
	集貨または配達距離が50キロメートルをこえるものは、10キロメートルまでを増すごとに	310	310	
鉄道運賃料金	利用する鉄道の定める車扱貨物運賃料金による			
(2) 割増及び割引率表				
ア. 割増率表				
種別	内容	割増率		
発送料または到着料	品目割増	特大型	ア. 1個の長さ4.5メートルまたは実重量200キログラム以上のもの イ. 1個の長さ8メートル、実重量1トンまたは容積5立メートル以上のもの	3割
		易損品	注1に掲げる貨物で、荷作りの状態または取扱上の注意を要するもの	2割
	危険品	ア. 火薬類、放射性物質(核原料物質を除きます。)	10割	
		イ. その他(ア以外で日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの)	3割	
	貴重品	日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの	5割	
		急送品	注2に掲げる貨物で急送手配をすもの	2割
	ばら物	作業困難なもの	2割	
		動物	生きているもの(付添人を付したものを除きます。)	5割
	木材	作業困難なもの	2割	
		汚損品等	注3に掲げる貨物で作業上いちじるしく身体衣類を汚損するものおよび衛生上有害なものまたは身体に危害を及ぼすおそれのあるもの	5割
	数物	ア. 運賃計算トン数1トン当たり個数70個以上のもの	1割	
		イ. 運賃計算トン数1トン当たり個数100個以上のもの	2割	
	分割貨物	荷主の要求により分割した貨物	3割	
		時間外作業	ア. 17時から21時まで、5時から8時まで イ. 21時から翌日5時まで	3割 5割
冬期作業	別表(冬期作業割増)によります			
大都市集配作業	ア. 東京都区内、大阪市内に所在する駅 イ. 政令指定都市(大阪市を除く。)に所在する駅		加算額1トンまでごとに10円 加算額1トンまでごとに80円	
注1(易損品貨物)				
a. 加工皮(紙色のもの)、黒鉛製品、コルク製品				
b. 油脂ろう香油類で中古かん入りのもの				
c. 陶磁器類、かわら、れんが、ガラス類(荷造用を含みます。)	セメントおよびコンクリート製品、碓子、碓管			
d. 機械、農機具、計量器、ポンプ類、車両類(鉄道車両を除きます。)				
e. 粉粒体で紙袋入またはビニール袋入りのもの				
f. 照明具類、楽器類(部分品を含みます。)	とその付属品、引越荷物、演芸見世物用具			
g. ふすま(機)、戸、障子、ふすまの縁と骨				
h. 工業薬品類、工業製剤、医薬品類、化粧品、清涼飲料水類、酒、ソース、酢、しょう油、漬物類および食料品でびん、陶器またはたる入りのもの				
注2(急送品貨物)				
a. 生野菜、果物、乳、肉類、鳥卵、魚介類、澱粉(以上冷凍のものを含みます。)				
b. 水、ドライアイス				
c. パター、チーズ、マーガリン、生酵母、焼竹輪、はんぺん、かまぼこ				
d. 苗木、球根類、こんにやく玉				
注3(汚損品等貨物)				
a. 黒鉛、タライ粉、かす類(水分を含んだものに限ります。)				
b. 鮮魚、塩魚、塩類(焼塩および食卓塩を除きます。)	であって、ばらもの、同包装入りのもの			
c. 染料、顔料、塗料、硫酸ナトリウム、鉱油とタール類、ガラスくず、モルタル				
d. まくら木および電柱で薬品を注入したもの、バルブ(乾燥不十分のものに限ります。)				
e. 汚損品類(日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの)				
イ. 割引率表				
種別	内容	割引額	割引率	
発送料または到着料	一貫ハレチゼーション貨物	第一種利用運送事業(駅託貨物または駅留貨物)	割引額1トンまでごとに100円	
	二シヨン貨物	第二種利用運送事業(集貨付貨物または配達付貨物)	〃 200	
到着料	定型大量輸送貨物	第一種利用運送事業(駅託貨物または駅留貨物)	〃 100	
		第二種利用運送事業(集貨付貨物または配達付貨物)	〃 150	
ウ. 積込料および取卸料				
	上限	下限		
1時間ごとに	3,500円	1,000円		
※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受				
※作業員1人あたりの料金				
エ. 待機時間料				
	上限	下限		
30分を超える場合において60分までごとに	3,500円	1,000円		
2. 附帯料金率表			単位:円	
種別			料金率	
品代金取立料	発送、到着ごとに一口につき	10,000円まで	610	
		10,000円を超えるものは10,000円までを増すごとに	350	
着払手数料	発送、到着ごとに一口につき	30,000円まで	690	
		30,000円を超えるものは5,000円までを増すごとに	100	
移送料	30メートルを超えるものにつき30メートルまでを増すごとに		210	
保管料	運賃計算トン数1トン1日までごとに		170	
指図手数料	1件につき		610	
証明書発行手数料	1通につき		520	
貨物の荷造り	1時間ごとに	上限:3,500	下限:1,000	
	仕分け	1時間ごとに	上限:3,500 下限:1,000	
検収及び検品	1時間ごとに	上限:3,500	下限:1,000	
	横持ち	1時間ごとに	上限:3,500 下限:1,000	
縦持ち	1時間ごとに	上限:3,500	下限:1,000	
	欄入れ	1時間ごとに	上限:3,500 下限:1,000	
ラベル貼り	1時間ごとに	上限:3,500	下限:1,000	
	はい作業	1時間ごとに	上限:3,500 下限:1,000	
※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受			※作業員1人あたりの料金	
3. 消費税及び地方消費税の運賃・料金への加算				
運賃・料金の総額に消費税等に基づく税率を乗じて加算します。				

II 運賃料金の適用方

(適用範囲)

1. この運賃料金は、車扱貨物を鉄道を利用して運送する業務およびこれに附帯する業務を行う場合に適用します。(運賃料金の種別)

- 基本運賃料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。(1)第一種利用運送事業における発送料または到着料は、鉄道への託送または鉄道からの受け取る場合に適用します。(2)第二種利用運送事業における発送料は、発駅において取扱、集貨の各業務を、到着料は、着駅において取扱、配達の各業務を一貫して行う場合に適用します。(3)鉄道運賃料金は、発駅から着駅までの運送区間に対して適用します。

(運賃料金の割増)

- 運賃料金の割増の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。(1)品目割増貨物が割増品目に該当する場合は、発送料および到着料に対して品目割増を適用します。この場合、貨物の品目は原則として「日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表」によります。(2)分割貨物割増荷主の要求により一口の貨物を、4か所以上分割して集貨もしくは配達し、または4回以上にわたって引渡しをうけ、もしくは引渡した場合に、発送料および到着料に対して適用します。(3)時間外作業割増荷主の要求により作業が表定の時間外に該当する場合は、発送料および到着料に対して時間外割増を適用します。ただし、作業が割増率を異にする時間にまたがっておこなう場合は、その時間の割合によって計算します。なお、作業の一部が時間外にまたがっておこなう場合も同様とします。(4)冬期作業割増別表(冬期作業割増)に定められた適用駅と適用期間内に作業をおこなう場合は、発送料および到着料に対してそれぞれ所定の割増率を適用します。(5)大都市集配作業割増表定の都市に所在する駅を発または着とする場合の集配をおこなうときは、第二種利用運送事業における発送料または到着料に対してそれぞれ所定の割増額を加算します。

(運賃料金の割引)

- 運賃料金の割引の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。(1)一貫ハレチゼーション貨物割引第一種利用運送事業については、荷役機械により貨車積卸を、第二種利用運送事業においては、荷役機械による貨車積卸および荷主の保有する荷役機械を使用して、荷主庶先における貨物の積卸をおこなう場合に限り発送料または到着料に対して適用します。(2)定型大量輸送貨物割引常時大量に輸送され能率的作業が可能な貨物で、特約した場合に限り発送料または到着料に対して適用します。

(積込料及び取卸料)

- 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。(1)車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。(2)作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。(3)積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

(待機時間料)

- 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は荷帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(運賃料金計算の基礎)

- 運賃料金計算の基礎は、次のとおりとします。(1)一口の範囲一口とは荷送人、荷受人、発駅、着駅、託送の時、運賃料金支払方法、その他利用する鉄道の車扱貨物運送に関する諸規定により運送条件を同じくするものをいいます。(2)貨物の重量貨物の運賃計算重量は、利用する鉄道の車扱貨物運送に関する諸規定によります。(3)適用号級適用号級は、別表(適用号級)によります。(4)集配距離集配距離は、駅構内の積卸場所と、荷主の指定する場所までの間の通常走行する経路の実キロ程によります。(5)政令指定都市政令指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の規定により、政令で指定された都市をいいます。(6)鉄道運賃料金鉄道運賃料金は、利用する鉄道の定めるところによります。

(運賃料金の計算方)

- 運賃料金の計算方は、次によります。(1)運賃料金は、一口ごとに計算します。(2)第一種利用運送事業の運賃料金および第二種利用運送事業の運賃料金は、基準料率表に掲げる発送料および到着料と鉄道運賃料金を合算したものとによります。ただし、第二種利用運送事業においては、集貨または配達の各業務のいずれかをおこなわない場合には、発送料または到着料を低減します。(3)発送料および到着料の計算方は、次によります。ア. 基準料率表の発送料または到着料については、50パーセント以内増減したものにより計算することができます。イ. 割増率または割引率を適用する場合は、前号の金額(端数処理をおこなわない金額)に対し、それぞれ所定の率を乗じた金額(金額で定められたものは、これによって計算した金額)を加減して計算します。なお、この所定の率は低減することができます。ウ. 2種以上の割増率が重複する場合は、各割増率を合算します。ただし、品目割増の特大型以外の割増が重複する場合は合算することなく、そのうちの最も高い割増率によります。エ. 割増率の異なる貨物を積載している場合(割増率を適用しない貨物を積載している場合を含む。)は、そのうちの最も高い割増率によります。オ. 2種以上の割引率が重複する場合は、そのうちの最も高い割引率によります。カ. 割増率と割引率が重複する場合は、割増率と割引率とを相互に加減した後、イ. により計算をおこないます。キ. 前各号により計算した金額の100円未満の端数は、100円に切り上げます。ク. 一口の貨物を荷主の要求により分割して受取りまたは引渡した場合は、各分割部分ごとに一口とみなして計算します。ただし、この場合、分割した各口については最低トン数の制度を適用しません。ケ. 運賃料金は、個建等によって計算することができます。この場合、前各号により計算した金額をこえないものとします。(4)鉄道運賃料金は、利用する鉄道の定めるところによります。

(実費負担)

- 貨物を取扱うため、特別の施設を必要とする場合または特別の負担、もしくは特別の作業(異種の運搬具を併用する場合や附帯料金率表以外の附帯業務を含む。)を求められた場合は実費によります。

(附帯料金の種別)

- 附帯料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。(1)品代金取立料品代金取立の依頼をうけた貨物について適用します。(2)着払手数料運賃料金の支払が着地払となる貨物について適用します。(3)移送料集荷、配達、または入出庫に関連して移送作業をおこなう場合に適用します。なお移送距離は車側または倉庫の戸口をもって起点または終点とします。(4)保管料貨物の託送前または託送後に保管の依頼をうけた場合に適用します。なお、計算日数は次によります。ア. 発送貨物は、保管当日から発送の前日までの日数イ. 到着貨物は、荷受人に到着通知を出した日(到着通知不要の特約があるときは引渡し準備が終わった日)または通知にかわる掲示を出した日の翌々日から引渡し当日までの日数(5)指図手数料鉄道へ貨物を託送した後、荷受人変更等の指図の依頼をうけた場合に適用します。(6)証明書発行手数料配達証明等、証明書の発行の依頼をうけた場合に適用します。(7)貨物の荷造り、仕分け、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、欄入れ、ラベル貼り、はい作業に伴う費用は、附帯作業料を収受します。類似業務につき別に定めがあるときは、これを準用することがあります。

(附帯料金の計算方)

- 附帯料金の計算方は、次によります。(1)附帯料金は、附帯料金率により発送、到着ごとに計算します。ただし、移送料および保管料については、所定料金率を50パーセント以内増減したものにより計算することができます。(2)附帯料金率表によって計算した金額の最後に生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げます。

(消費税及び地方消費税の運賃料金への加算方)

- 消費税及び地方消費税の加算は、次によります。(1)運賃・料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。(2)前号により計算した金額の1円未満の端数は、1円単位に四捨五入します。

(その他)

- この運賃および料金に関し、この適用方に定めのない事項については法令に反しない範囲内で当事者の取決め、または慣習によります。

別表 冬期作業割増					
(1)A号級適用駅					
都道府県	線名	適用駅	適用期間	割増率	
北海道	北海道各線	各駅	月 日 月 日 11. 1 ~ 11. 30	割 2	
	〃	〃	4. 1 ~ 4. 30	2	
	函館本線	函館貨物	12. 1 ~ 3. 31	4	
	室蘭本線	陣屋町～吉小牧間各駅	〃	3	
青森	青森県各線	各駅(ただし、次に掲げるものを除きます。)	〃	4	
	八戸線	本八戸	〃	3	
岩手	岩手県各線	各駅(ただし、次に掲げるものを除きます。)	〃	4	
	東北本線	一ノ関	〃	2	
宮城	宮城県各線	各駅(ただし、次に掲げるものを除きます。)	〃	3	
	東北本線	名取、仙台貨物ターミナル	〃	2	
	仙石臨海鉄道線	各駅	〃	2	
福島	福島県各線	各駅(ただし、次に掲げるものを除きます。)	〃	3	
	常越西線	広田～塩川間各駅	〃	4	
秋田	福島臨海鉄道線	各駅	〃	2	
	秋田県各線	各駅	〃	4	
山形	山形県各線	各駅(ただし、次に掲げるものを除きます。)	〃	4	
	羽越本線	羽前水沢、酒田港	〃	3	
新潟	新潟県各線	各駅(ただし、次に掲げるものを除きます。)	〃	4	
	信越本線	東新潟港、新津	〃	3	
	白新線	新潟貨物ターミナル	〃	3	
長野	長野県各線	各駅	〃	2	
	富山県各線	各駅	〃	3	
	石川県各線	各駅	〃	3	
	福井県各線	各駅	〃	3	
	東海道本線	赤濃赤坂	〃	2	
岐阜	西濃鉄道線	各駅	〃	2	
	北陸本線	高月	〃	2	

別表 適用号級

(1)A号級適用駅					
都道府県名				駅名	
北海道	函館貨物、苗穂、札幌貨物ターミナル、茶志内、近文、陣屋町、本輪西、東室蘭、帯広貨物、釧路貨物、新旭川、北旭川				
	青森	八戸貨物、本八戸			
岩手	盛岡貨物ターミナル				
宮城	仙台貨物ターミナル、仙台港、仙台北港、仙台埠頭、仙台西港				
福島	安積永盛、郡山貨物ターミナル、郡山、松川				
秋田	秋田貨物、秋田港、中島埠頭、秋田北港、向浜				
新潟	新崎、東新潟港、新潟貨物ターミナル				
長野	南松本、長野				
茨城	日立、神栖、知手、奥野谷浜				
栃木	宇都宮貨物ターミナル、宇都宮				
群馬	倉賀野、高崎				
埼玉	新座貨物ターミナル、越谷貨物ターミナル				
千葉	浜五井、甲子、前川、稚津、北袖、京葉市原				
東京	品川、東京貨物ターミナル、八王子、拜島、田端信号場、金町、隅田川、新小岩信号場、越中島貨物				
神奈川	相模貨物、西湘貨物、川崎貨物、浜川崎、東高島、扇町、安善、大川、根岸、水江町、千鳥町、末広町、浮島町、横浜本牧、本牧埠頭				
	静岡	三島、沼津、静岡貨物、西浜松			
愛知	豊橋、笠寺、名古屋貨物ターミナル、名古屋港、新守山、東名古屋港、東港、名古屋南貨物、昭和町、汐見町、船見町				
三重	四日市、塩浜				
富山	富山貨物、能町、伏木、西富山				
福井	敦賀				
滋賀	石山、膳所				
京都	京都貨物、向日町				
大阪	大阪貨物ターミナル、安治川口、百済貨物ターミナル				
兵庫	兵庫、神戸貨物ターミナル				
岡山	岡山貨物ターミナル、水島、倉敷貨物ターミナル、東水島				
広島	広島貨物ターミナル				
山口	下松、新南陽				
香川	高松				
福岡	東小倉、浜小倉、黒崎				
(2)B号級適用駅	A号級適用駅以外の駅				